一般社団法人日本看護系大学協議会 委員会に関する規程

本規程は一般社団法人日本看護系大学協議会(以下、「本会」という)の定款施行細則第 5条、第6条及び第7条に基づき、委員会(常設および臨時)の設置及び運営等に関する 基本的事項を定める。

(任務)

- 第1条 委員会は理事会より委任を受けた事項を審議し、その経過および結果等を理事会 で報告する。
- 2 委員会の活動内容は、当該年度末の事業活動報告書に掲載する。
- 3 委員会の議事録は事務局に提出し、主たる事務所に保管する。

(委員長)

- 第2条 委員会の委員長は理事会において選任する。
- 2 委員長は、理事あるいは理事会で指名する者とする。
- 3 委員長は委員会を代表し、委員会の業務を統括する。
- 4 委員長は、委員の中から副委員長を指名することができる。

(委員の資格)

- 第3条 委員は会員校に所属する教員とする。
- 2 会員校ではない外部機関に所属する者は協力員とする。

(委員会の構成)

- 第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。
- (1)委員長(1名)
- (2)委員長が指名した者(若干名)
- (3) 公募により、社員の推薦を受けた者(若干名)
- 2 委員会の委員は、理事会の承認を得る。
- 3 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 同一委員会内で同じ会員校に所属する委員は2名までとする。ただし高度実践看護師 教育課程認定委員会はこの限りではない。

(任期)

- 第5条 委員長および委員の任期は原則2年とし、選任後2年以内に終了する事業年度の うち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。また、再任を妨げない。 但し、委員会の設置期間が2年未満の場合はその期間による。
- 2 補欠または増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間と同一する。

(委員会の議決事項)

- 第6条 委員会の開催は委員の半数の出席をもって成立する。
- 2 委員会の議決事項は出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

(委員会の運営)

- 第7条 委員会は、委員長が招集し、その議事を整理する。
- 2 委員会の事務は、委員長が指名する。

(本規程の改正)

第8条 本規程の改正は、理事会の決議により行う。

附則 この規程は、平成23年1月10日から施行する。

附則 この規程の改正は、平成23年3月6日から施行する。

附則 この規程の改正は、平成28年7月8日から施行する。